

## 愛媛県ドクターヘリ機体広告事業に係る広告主募集要項

### 1 趣旨

この要項は、広告主に優良な広告媒体を提供することにより、ドクターヘリの運航に係る経費の負担軽減の一助とするとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的として実施する、愛媛県ドクターヘリ機体広告事業に係る広告主の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

### 2 機体広告を掲載する場所：7 枠（枠番号：①～⑦左右 1 セット）



#### 【広告サイズ】

- ①縦15cm×横100cm程度、②縦15cm×横50cm程度、③縦15cm×横60cm程度、  
④縦15cm×横110cm程度、⑤縦15cm×横35cm程度、⑥縦15cm×横60cm程度、  
⑦縦28cm×横41cm程度

\* 詳細な内容は、別添「広告ステッカー寸法図」を参照してください。

### 3 募集の内容等

#### (1) 募集する広告主

機体広告掲載枠ごとに、それぞれ1者募集（合計7者）

\* 掲載枠数は、1者について1枠までとします。

#### (2) 広告掲載期間(予定)

平成29年2月1日～平成33年3月31日

\* ドクターヘリ運航開始日（平成29年2月1日）から掲載します。

\* 広告掲載期間中、代替機の使用や機体整備の都合により広告の掲載を一時的に中断することがあります。

#### (3) 希望価格：1 枠当たり年額 50 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

\* 予定価格（落札下限価格：非公表）については、別途決定します。

#### (4) 応募にあたっての留意事項

##### ア 広告の方法

原則、毎日（日中）運航するドクターヘリの機体に企業名等の広告を掲載します。

また、ご協力いただいた企業・団体等については、ホームページ等で公表するとともに、マスコミ等にお知らせし、各種イベント等で広く紹介させていただきます。

##### イ 広告の内容

(ア) 機体広告の掲載については、愛媛県広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に従ってください。なお、次の広告は掲載しません。

- ・個人の氏名の広告
- ・医薬品、医療機器の広告

(イ) 掲載しようとする機体広告は、その内容等について掲載前に県の広告表示審査委員会の審査を受けなければ掲載することができません。また、県の広告表示審査委員会からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従ってください。

##### ウ 広告デザイン案及び広告ステッカーの作成について

(ア) 広告デザイン案の作成は、広告主が行い、作成及び提出に要する経費は、広告料とは別に広告主が負担してください。

(イ) 広告デザイン案は、県が別途指定する期日までに、電子データ（PDFファイル）で県に提出してください。

(ウ) 広告ステッカーの作成については、ヘリの安全管理上、広告主から、愛媛県ドクターヘリの運航委託業者に発注（電子データ「イラストレーター」を提出）し、作成に要する経費は、広告料とは別に、広告主が負担してください。

[参考]

- ・ステッカー作成経費（企業名、1色（黒、青、赤）の場合）：15千円程度（1セット）  
(広告ステッカーの作成経費は、広告デザインにより異なります。)

(エ) ヘリの定期検査のため、毎年1ヵ月程度、代替機を使用することから、代替機に機体広告を掲載する場合、その都度、広告ステッカーを作成していただく必要があります。

#### 【平成29年2月運航開始の場合】

29年2月～8月	29年9月	29年10月～30年8月	30年9月	30年10月～31年8月	31年9月	31年10月～32年8月	32年9月	32年10月～33年3月
専用機	代替機	専用機	代替機	専用機	代替機	専用機	代替機	専用機
ステッカー①	ステッカー②	ステッカー①	ステッカー③	ステッカー①	ステッカー④	ステッカー①	ステッカー⑤	ステッカー①

##### エ その他

(ア) 広告主は、機体広告の掲載にあたって、県と広告事業に関する契約を締結する必要があります。（別添契約書（案）参照）

(イ) 年度別支払額は、平成28年度は、見積額をもとに掲載期間を日割計算で算出した額とし、平成29年度から平成32年度までは、見積額と同額とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとします。

(ウ) 広告掲載期間中、代替機の使用（ステッカーの貼付・剥離作業）や機体整備の都合により広告の掲載を一時的に中断する場合がありますので、予めご了承ください。

(エ) 上記（ウ）の理由により広告掲載期間が短縮された場合も、契約金額の減額はしません。

#### 4 競争見積参加手続き等

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所等

配布期間：平成28年10月26日（水）から平成28年11月24日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

配布場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第一別館2階

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 救急・災害医療グループ

\*募集要項等は、県ホームページからも入手できます。

<http://www.pref.ehime.jp/h12100/7524/kokokutop.html>

(2) 広告掲載申込書の提出期限

応募者は、広告掲載申込書（別紙様式1）を直接又は郵送により県に提出してください。

提出期限：平成28年11月24日（木）午後5時

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

提出先：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第一別館2階

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 救急・災害医療グループ

(3) 競争見積日時及び場所

日時：平成28年11月25日（金）午後3時

場所：愛媛県庁第二別館2階 愛媛県公営企業管理局会議室

#### 5 競争見積参加者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(3) 競争見積実施日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(4) その他、競争見積への参加が適当と認められた者であること。

#### 6 競争見積の方法

(1) 見積書（別紙様式2）は、県が当日配布する見積書により提出してください。

(2) 見積金額は、機体広告掲載枠1枠1箇年当たりの広告料金（消費税及び地方消費税含む。）を見積書に記載してください。ただし、予定価格（落札下限価格：非公表）を下回る場合は無効となります。

(3) 1回目の競争見積は、上記2の枠番号①から⑦の順で行います。掲載枠数については、1者について1枠までとしますので、採用者は、採用決定後の競争見積には参加できません。

(4) 1回目の競争見積で参加が無かった枠等については、1回目の競争見積終了後、2回目の競争見積を実施します。

(5) 有効な見積書を提示した者であって、予定価格（落札下限価格：非公表）以上の最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

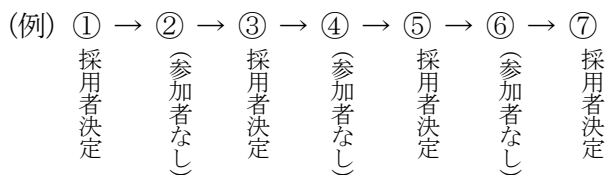
\*競争見積の流れについては、次ページを参照してください。

\*代理人が参加する場合は、委任状（別紙様式3）の提出が必要となります。

〔競争見積の流れ〕

【1回目】

枠番号①から⑦の順で競争見積を実施



【2回目】

1回目の競争見積で、競争見積の参加が無かった枠や競争見積が無効であった枠など、採用者が決定していない枠の競争見積を実施

(例) ② → ④ → ⑥

〔 \* 3回目以降も、見積参加希望者がいる場合は、競争見積を実施します。  
\* その他留意事項については、別記を参照してください。 〕

## 7 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年規則18号）第152条から154条までの規定による。

\* 契約者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。ただし、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるときは免除されますので、免除を受けたい場合は、別紙様式4「契約保証金免除申請書」を提出してください（提出期限は別途指定）。

## 8 契約書の作成

- (1) 見積りを執行し契約の相手方が決定した日から5日以内（土曜日及び祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとします。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は成立しないものとします。

## 9 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 10 その他

- (1) 見積参加者又はその代理人は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱及び愛媛県ドクターヘリ機体広告掲載契約書（案）等を熟読し、遵守してください。
- (2) 見積りに要する費用は、見積参加者又はその代理人の負担とします。
- (3) 提出された書類等は、返却しません。

## 11 お問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 救急・災害医療グループ

電話 089-912-2450

## 1 競争見積

- (1) 競争見積参加者又はその代理人は、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県ドクターヘリ機体広告事業に係る募集要項、愛媛県ドクターヘリ機体広告掲載契約書（案）、愛媛県会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、見積りしてください。見積後、募集要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 見積書及び見積りに係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また見積金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。
- (3) 競争見積参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、見積金額は、アラビア数字を用いてください。
- (4) 競争見積参加者の代理人は、委任状に、見積りの際に代理人が使用する印鑑を押印してください。代表者が競争見積に参加するときは、見積書に、登録している印鑑を押印してください。
- (5) 競争見積参加者又はその代理人は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印しておいてください。ただし、金額部分の訂正は認めません。
- (6) 競争見積参加者又はその代理人は、その提出した見積書を引き換え、変更し、又は取消することはできません。
- (7) 競争見積参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争見積を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該見積を延期し、又はこれを廃止することができるものとします。
- (8) 見積書の比較は、競争見積参加者又はその代理人が出席して行うものとします。この場合において、競争見積参加者又はその代理人が立ち会わないときは、見積執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。
- (9) 見積会場には、競争見積参加者又はその代理人並びに見積執行事務に関係のある職員及び(8)の立会職員以外の者は入室することができません。
- (10) 見積会場において、次の各号の一に該当する者は、当該見積会場から退去させます。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (11) 競争見積参加者又はその代理人は、本件に係る見積りについて他の競争見積参加者の代理人となることはできません。

## 2 無効の見積書

次の各号の一に該当する見積書は、無効とします。

- (1) 見積りに参加する者に必要な資格のない者の提出した見積書
- (2) 見積者が同一の見積りに対して2以上の見積りをしたとき。
- (3) 競争見積参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない見積書
- (4) 代理人が見積りする場合は、見積参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない見積書（見積参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 見積金額の記載が不明瞭な見積書
- (6) 見積金額を訂正した見積書

- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した見積書
- (8) 予定価格(落札下限価格:非公表)を下回る金額を記載した見積書
- (9) その他、見積りに関する条件に違反した見積書

### **3 採用者の決定**

- (1) 採用となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者にくじを引かせ、採用者を決定するものとします。
- (2) (1)の同価格の見積りをした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、見積執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとします。
- (3) 採用者が決定したときは、速やかに、採用者を決定したこと、採用者の氏名及び住所並びに採用金額を、採用者とされなかった見積者に口頭で通知するものとします。
- (4) 採用者が、指定の期日までに契約書の取交しをしないときは、採用の決定を取り消すものとします。